

## 令和元年度（平成 31 年度） 高知市立西部中学校部活動の方針

### 1 部活動の意義

- (1) 学校教育の一環として位置付けられている部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、スポーツや文化、科学等に親しむことで、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、生徒の多様な学びの場として大きな意義をもつものである。
- (2) 部活動は、学級内とは異なる人間関係の中で、互いが共通した目標に向かって、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、顧問との関わりも含め、好ましい人間関係の形成等につながる活動である。
- (3) 部活動は、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育成し、体力の向上や健康の増進を図るとともに、保護者や地域との関わりを深めることができ、特色ある学校教育にもつながる活動である。

### 2 部活動の適切な運営のための体制整備

- (1) 部活動運営方針の策定等に関すること
  - ア 高知市運動部活動ガイドライン（平成 30 年 12 月策定）に則り、毎年度「高知市立西部中学校部活動運営方針」を策定する。本方針には文化部も含めるものとする。
  - イ 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
  - ウ アの内容を毎年、全校生徒に説明するとともに、保護者にはPTA総会で説明する。さらに部活動加入生徒には4月に開催される「部活動発足式」において、同保護者には各部活動保護者会において説明するものとする。
- (2) 部活動の指導・運営に係る体制の構築について
  - ア 令和元年度（平成 31 年度）、本校に以下の部活動を置く。
    - 【体育部】  
陸上競技部・バスケットボール部・サッカー部・ハンドボール部・野球部・バレーボール部・ソフトテニス部・卓球部・剣道部・駅伝部（秋季のみ）  
※ 水泳部と空手道部については、中体連主催の大会引率のみとする。
    - 【文化部】  
吹奏楽部・美術部・科学部・コンピュータ部・書道部・園芸部・英語部
  - イ アの各部活動に対して顧問・副顧問を配置する。
  - ウ 本校生徒は、顧問・副顧問に入部届を提出することで部員となることができる。
  - エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、

- 必要に応じて指導・是正を行うものとする。
- オ 各部活動の保護者に対して、必要に応じて保護者会の結成及び加入の依頼を行う。
- カ P T A総会で承認された生徒活動費を各部活動に配分して活動をさせることとする。なお、活動費が不足する場合には、保護者会において説明し、理解を得たうえで保護者会費を徴収することができるものとする。保護者会費の額の決定や徴収及び予算・決算・監査等の管理については保護者会に委託するものとする。
- キ 必要に応じて顧問・副顧問会、キャプテン会、部活動集会を開催し、生徒の自治活動を援助することに努めるものとする。

### 3 本校における合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組について

#### (1) 適切な指導の実施

- ア 部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が作成した「運動部活動でのガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止
- イ 部活動顧問は、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。また、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うため、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力する。

#### (2) 適切な部活動練習時間の設定

- ア 学期中は、週当たり2日以上休養日を設けることを基準とする。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とすることを基準とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えることを基準とする。)
- イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行うことを基準とする。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けることを基準とする。
- ウ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度を基準とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- エ 長期休業中や週末等の遠征・合宿・練習試合は、上記練習時間の設定とは別に計画されるが、生徒の健康を考え、十分な休養日(振替の休養日等)を設け、併せて教員の負担が過度にならないようにする。
- オ 定期考査発表中における部活動停止期間を設ける。定期考査終了日より7日以内に公式戦・コンクール等のある部活動は職員会で承認され、保護者の了承を得た上

で、1時間程度の練習を認めることがある。

(3) 熱中症事故の防止

部活動顧問は、水分補給や健康観察を適切に実施する等、熱中症の予防に最大限の努力を行う。

4 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とにならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

5 その他

(1) 台風等の接近や集中豪雨、地震等への対応

ア 授業日については、学校及び市教委が行う判断通りとする。

イ 授業日以外の練習については、練習開始1時間前に「暴風警報」は単独で、「大雨警報」と「洪水警報」の2つ同時の警報が高知市に発令されていた場合は、活動を中止することとする。なお、対外試合等の場合は、部活動顧問から連絡を行うこととする。

(2) 細則の制定

本方針に基づいた運営細則を作成し、生徒及び保護者に説明することとする。

## 令和元年度（平成 31 年度） 高知市立西部中学校部活動運営細則

### 1 適切な休養日等の設定に関すること

① 放課後の練習時間の設定について

⇒ 6時間授業の日は、16時10分の放課から20分後の16時30分に練習を開始し、18時30分に終了、18時50分には学校を出ているものとする。放課が早い場合はこれに準じて20分の準備時間、2時間以内の練習、終了後20分で完全下校をすることを原則とする。

② 朝練習の設定について

⇒ 朝練習を行う場合には、季節や生徒の健康、授業に支障がない範囲で、目的をもって効果的な練習計画を作成し、校長に提出する。

③ 土曜日・日曜日と連続で対外試合等があった場合の対応

⇒ 予定されている平日の休養日に加えて、新たにもう一日の休養日を設けることを原則とする。

④ テスト期間中に土日を休養日とした場合の対応

⇒ 週休日に限り、休んだ日数を他の週の休養日と振り替えることができるものとする。振り替えることができる期間は前後1カ月以内とする。

### 2 夏季休業中の閉庁日との関連に関すること

⇒ 令和元年度（平成 31 年度）に予定されている閉庁日の8月13日（火）・14日（水）・15日（木）には、部活動を行わないことを原則とする。ただし、公式戦及びコンクール等が近くにある場合や中体連専門部や競技団体主催の合宿等がある場合には、校長の許可を得て実施することができるものとする。